

『重要事項説明書』

1 施設の概要

(1) 施設の概要

・施設名称	介護老人保健施設 やまぶき
・管理者名	中嶋 仁
・介護保険指定番号	1050180114号
・開設年月日	平成14年4月8日
・所在地	〒379-2121 群馬県前橋市小屋原町977-3 TEL : 027-266-1602 FAX : 027-266-1928

(2) 施設の目的と運営方針

介護老人保健施設やまぶきは、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、障害を持った高齢者の方が能力や意欲を回復させ、住みなれた地域と家庭に復帰できるよう支援することを目的とした施設です。また、利用者ご本人、ご家族、さらには地域の方に理解していただける施設を常に目指し、利用者ご本人が安心して入所できる療養環境とサービスを提供する施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設やまぶきの運営方針]

1. 障害をもった高齢者の方が施設内だけでなく、地域社会の中で生活できるように能力と意欲を回復させ、社会生活に適用できるよう支援する。
2. 利用者ご本人が社会復帰できるよう、関係自治体、各種団体と連携し、地域の福祉増進のための積極的な啓蒙活動に取り組む。
3. 利用者ご本人が安心して入所できる、明るく、家庭的雰囲気作りに努め、気軽にくつろげる憩いの場として、ご家族の方や地域の方に開かれた施設運営に努める。
4. 在宅介護サービス（通所リハビリ、ショートステイ、訪問リハビリ）により、障害を持った高齢者が家族とともに、地域社会の中で生活しながら心身の機能を開発し、充実した老後の生活をできるよう在宅での緊急時には「緊急時ショートステイ」を利用して頂けるよう支援する。
5. 利用者の尊厳を重視し緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないで済むよう運営する。やむをえない場合は事前にご家族様の了解を得て最低限の拘束を行うことがあるとしても、出来るだけ短時間に、さらには実施しないで済むように努力いたします。
6. 情報開示につきまして当事業所は、ご利用者様の求めに従って、ご利用様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。
7. 送迎は、ドアツードアが基本のため、家族へ直接引き継ぐ、又は同等の処置を考慮します。
8. 第三者評価の実施については、実施していません。

(3) 施設の職員体制

(1) 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1.0名(常勤換算)以上

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

(3) 薬剤師 0.3名(常勤換算)以上

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 8.0名(常勤換算)以上

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 26.0名(常勤換算)以上

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 支援相談員 1.0名(常勤換算)以上

支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る。

(7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5.0名(常勤換算)以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

(8) 栄養士又は管理栄養士 2.0名(常勤換算)以上

栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(9) 介護支援専門員 1.0名(常勤換算)以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(4) 入所定員等

・定員	入所	一般棟	45名		
			認知症専門棟	35名	
			計	80名	
・療養室	一般棟	個室：3室	二人室：1室	多床室(4人部屋)：10室	
	認知症専門棟	個室：15室	多床室(4人部屋)：5室		

(5) 通所リハビリテーション定員 45名

2. サービス内容

- ① 施設入所サービス計画の立案
- ② 短期入所サービス計画の立案
- ③ 介護予防サービス計画の立案
- ④ 通所リハビリサービス計画の立案
- ⑤ 介護予防通所リハビリサービス計画の立案
- ⑥ 訪問リハビリサービス計画の立案
- ⑦ 介護予防訪問リハビリサービス計画の立案
- ⑧ 食事(食事は原則として食堂で摂っていただきます。)
朝食 8時00分～8時45分
昼食 12時00分～12時45分
夕食 18時00分～18時45分
- ⑨ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。施設入所者には、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります)

- ⑩ 医学的管理・看護
- ⑪ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑫ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑬ 相談援助サービス
- ⑭ 理美容サービス
- ⑮ 行政手続き代行
- ⑯ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、相談員にご相談ください。

3. 協力医療機関等

やまぶきでは、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- | | |
|---------|---------------|
| ・医療機関 | 前橋赤十字病院 |
| 住 所 | 前橋市朝倉町 389-1 |
| ・医療機関 | 群馬中央病院 |
| 住 所 | 前橋市紅雲町 1-7-13 |
| ・歯科医療機関 | すがわら歯科クリニック |
| 住 所 | 前橋市野中町 429-2 |

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入の連絡先にお知らせします。

4. 施設利用にあたり次のことを守ってください。

- ・早朝、夜遅くなつての面会は避ける。
- ・外出・外泊をするときは前もって申し出る。
- ・飲酒・喫煙の厳禁
- ・火気の取扱いに注意する。
- ・備えつけの設備・備品は大切に扱う。
- ・所持品・備品等の持ち込みは施設で勧めている以外の物は持ちこまない。
- ・金銭・貴重品は、入所者又は家族の責任において管理する。
- ・外泊時等の施設外での受診は施設の医師に差し障りのない限り相談する。
- ・面会時のペットの持ち込みはしない。
- ・その他、他人に不愉快な思いや、迷惑な行為は慎む。
- ・着替え等、オムツ混入等の可能性があるので、洗濯前に再度確認をお願いします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 火災警報機、消火器、誘導灯、非常灯、避難用滑り台を備えています。
- ・防災訓練 年2回行います。ご協力ください。

6. 禁止事項

やまぶきでは、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 事故発生時の対応

- ・事故発生時の対応、再発防止、安全管理体制の推進策等については「介護安全管理実施規程(以下「規程」という)」に定めるものとする。
- ・やまぶきは、利用者へ施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、規程に基づいて、直ちに必

要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡をしなければなりません。

- ・ 死亡事故その他重大な事故が発生した場合、やまぶきは遅滞なくその概要を県および市町村に報告をしなければなりません。
- ・ 事故が発生したときは、管理者は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければなりません。事故に至らないことであっても、対応を誤ると大きな事故に結びつく恐れがあると思われるものについても同様の措置をする。
- ・ やまぶきは、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 要望、苦情等の申し出及び悩み事の相談

- (1) やまぶきを利用のこと、外にお困りのこと何でもよろしいです。お気軽に支援相談員にご相談ください。また、要望や苦情などお申し出いただければ、速やかに対応いたします。

(電話 027-266-1602) (FAX 027-266-1928)

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

前橋市市役所介護保険担当課	前橋市大手町2丁目12-1 電話 027-224-1111 (代表) FAX 027-223-4400
国民健康保険団体連合会	前橋市元総社町335-8 電話 027-290-1323 FAX 027-255-5077
群馬県社会福祉協議会	前橋市新前橋町13-12 電話 027-255-6033 FAX 027-255-6173

9. 個人情報の取り扱い

当施設では利用者への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）や個人情報の保護に積極的に取り組んでおり、個人情報の取り扱いに関して、別紙個人情報の利用目的を定め利用者の同意の上で情報提供を行います。

10. ジェネリック医薬品（後発医薬品）提供について

当施設では施設長や施設関係医師等の判断により、入所中処方する薬について、効果は同じですが名前の違う薬（ジェネリック医薬品）を使用する場合があります。（入所時施設長等より説明があります）

11. その他

やまぶきについてパンフレットを準備してありますが、更に詳しいこと、あるいはご不明なことがありましたら支援相談員又は職員にお申出ください。

以上